

新居浜税務署からのお知らせ

令和6年分所得税の定額減税に関する源泉徴収義務者向け説明会について

令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、本年6月1日から、令和6年分所得税の定額減税制度が始まります。

源泉徴収義務者の皆様には、定額減税制度について理解を深めていただき、制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、令和6年分所得税の定額減税に関する源泉徴収義務者向け説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

▶ 令和6年分所得税の定額減税に関する源泉徴収義務者向け説明会

定額減税制度の概要について説明した後、具体的な事務手続きを解説します。なお、ご参加の際は、3月中旬に国税庁から郵送予定の「令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご持参ください。

開催日	開催時間	開催場所	定員
令和6年3月26日(火)	11:00~12:00	新居浜商工会議所3階研修室 新居浜市一宮町2丁目4-8	30名
令和6年4月11日(木)	11:00~12:00	新居浜商工会議所3階研修室 新居浜市一宮町2丁目4-8	30名
令和6年4月24日(水)	14:00~15:00	新居浜税務署 2階会議室 新居浜市一宮町1丁目5-4	30名
令和6年5月14日(火)	11:00~12:00	新居浜税務署 2階会議室 新居浜市一宮町1丁目5-4	30名
令和6年5月28日(火)	14:00~15:00	新居浜税務署 2階会議室 新居浜市一宮町1丁目5-4	30名

定額減税に関する源泉徴収義務者向け説明会にご参加いただく方へ

- 各説明会については、LINE又は電話による**事前予約制**とします。
- ご予約の方法については、国税庁「定額減税特設サイト」をご覧ください。
- 説明会場の駐車場には限りがございます。ご来場の際は、乗り合わせや公共交通機関等をご利用ください。



定額減税
特設サイト

※ 定額減税特設サイトでは、パンフレット・Q&Aなど、定額減税に関する各種情報を掲載しています。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

お問い合わせ先

新居浜税務署 法人課税第1部門 0897-33-4148



新居浜税務署 共催：(公社)新居浜法人会・新居浜間税会